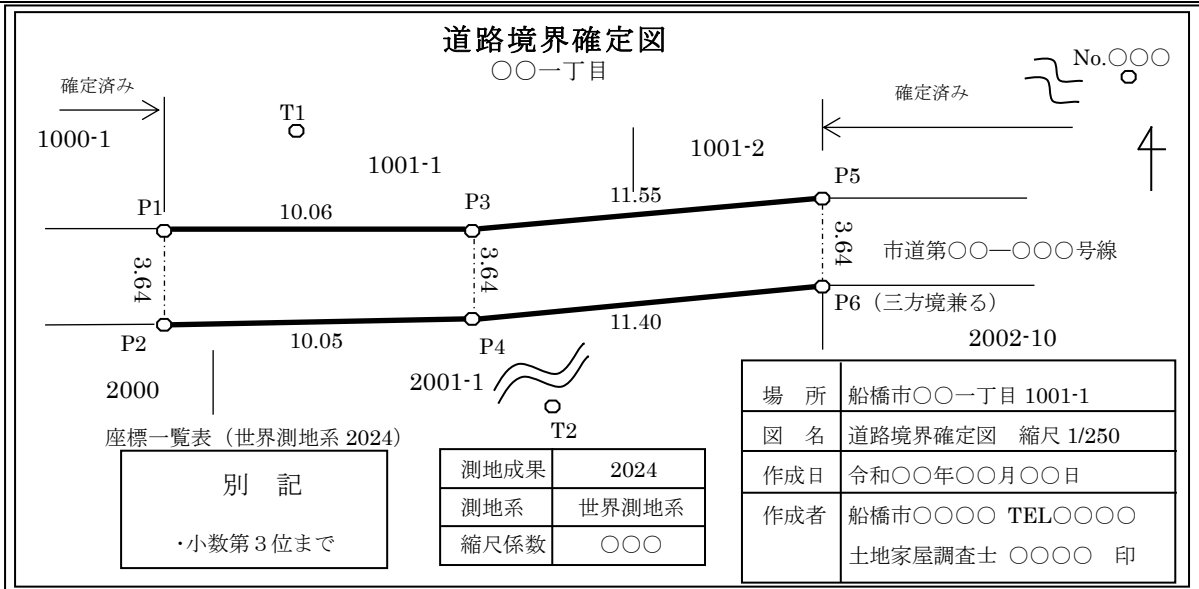


# 道路境界確定図の作成方法及び提出物について（開発用）

令和8年4月改訂

番号	留意事項
①	標題部及び図面名は、新規建設道路の場合「道路境界確定図」、既存道路の拡幅の場合「道路境界確定図（全幅）」及び「道路境界確定図（拡幅）」とし、標題部の下に町丁名まで記載します。
②	用紙は、日本工業規格A列3番を基本とします。※確定箇所が広域の場合、変更も可能です。
③	縮尺は1/250を基本とし、A3表示に適したものとします。（文字も見やすいように大きく）※確定箇所が広域の場合、変更も可能です。
④	使用する座標系は、世界測地系2024とします。市内の1, 2, 3, 4級基準点及び街区基準点(街区補助点を除く)を用いて作成するものとします。※詳細は<別記1>参照
⑤	境界点間距離の寸法はm単位とします。 杭間距離を確定図に表示する場合は、小数点3位以下の数値を切り捨てて小数点2位まで表示するものとします。尚、境界点が接近し、距離が記入できない場合は引き出し拡大します。
⑥	測点名称は任意とし、各点の座標を表に明記し、備考には境界点の種類、新設既設復元の別を記入するものとします。尚、既設・復元境界点は、測点番号に市の管理する境界点番号を記載することとします。座標値は、mm未滿を四捨五入して1/1,000までを記入してください。
⑦	引照点は明確な永久構造物を用い、後日境界点の復元に必要十分な点数とするものとします。尚、既知点については4級基準点測量に準じてください。
⑧	図面に北方向を矢印表示するものとします。
⑨	道路に接する地番と境界線に隣接する地番は算用数字を用いてすべて記入するものとします。
⑩	道路名称を記入するものとします。尚、市道の場合は「市道第〇〇-〇〇〇号線」とし、市道以外の道路用地の場合は「認定外公道」とします。
⑪	作成者欄には作成者名、社名、土地家屋調査士名または測量士名を記名し押印するものとします。
⑫	原則、基準点は金属鈔を構造物上などに設置するものとします。舗装面上への設置は極力避けてください。
⑬	境界点が三方境を兼ねる場合、その旨を明記し、筆界を示す線はその境界点に接続するよう表記してください。境界点が三方境を兼ねない場合は、筆界を示す線は道路境界と離して表記するものとします。
⑭	道路内の確定点を結ぶ線は一点鎖線、未確定部分は破線とします。また、垂線を記載する場合は点線とします。
⑮	道路境界確定図には、使用した基準点及びトラバーを記載します。図面内に入らないものについては基準点の方向がわかるよう記載します。



別 記

座 標 一 覧 表

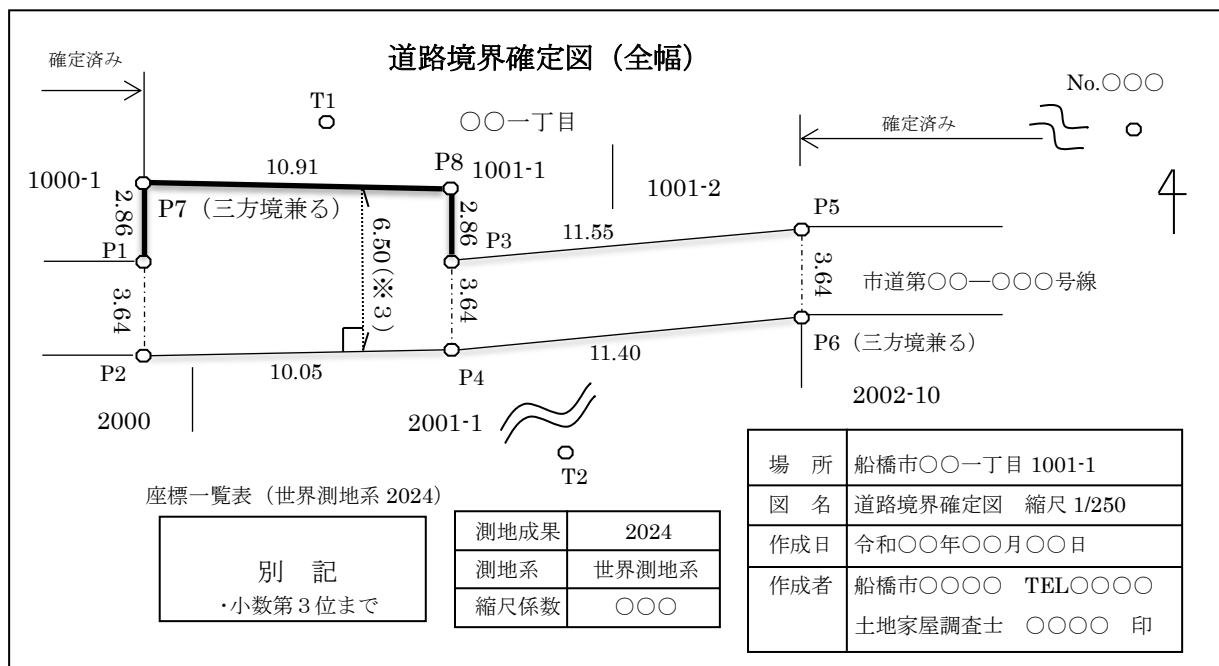
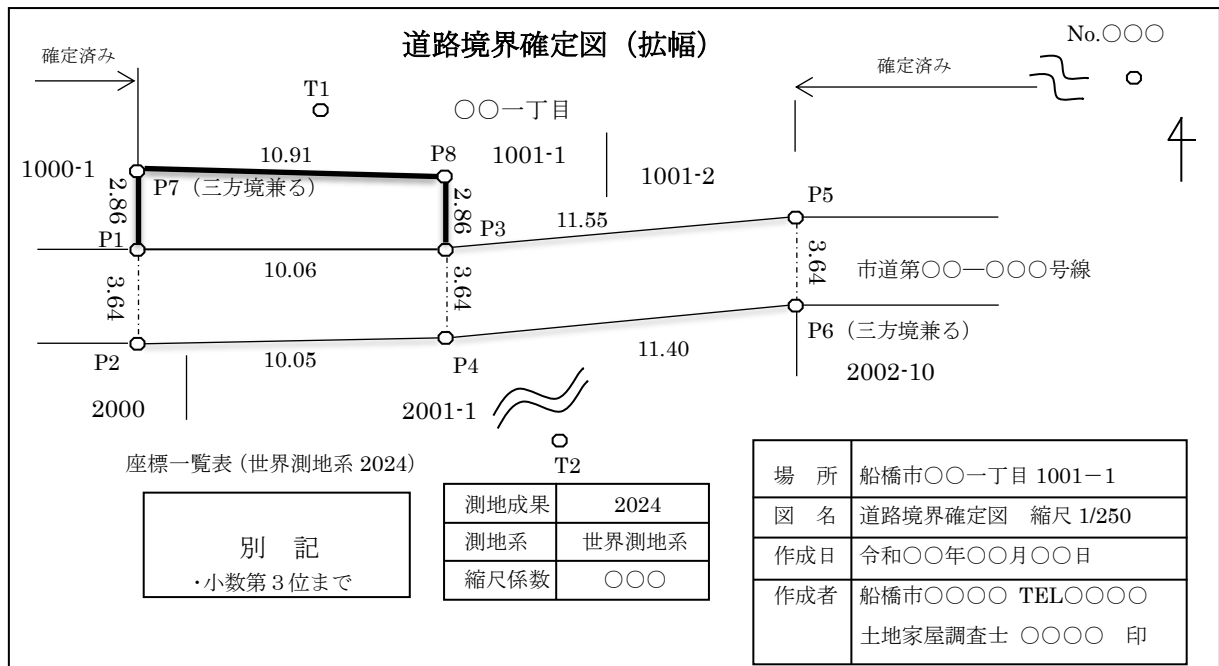
測点名称	X	Y	備 考 (※1)
P1 (既設点番号)			既設市石杭 <input type="checkbox"/>
P2 (既設点番号)			復元市鈔 <input checked="" type="checkbox"/> (※2)
P3	国家座標の X・Y (実測値)を記載し てください。		新設市プレート <input checked="" type="checkbox"/> (※2)
P4			新設市石杭 <input checked="" type="checkbox"/> (※2)
P5 (既設点番号)			既設市鈔 <input checked="" type="checkbox"/>
P6 (既設点番号)			既設民杭その他 <input type="checkbox"/>

T1 (トラバー点)			鉦	○
T2 (トラバー点)			鉦	○
No.○○○			3級基準点	⊕

(※1) 備考に記載する境界点の凡例表記は下表のとおりとする。

境界点種別	表記方法
杭、プレート (市・民)	⊕ ⊙ ↗ ↖
鉦 (市・民)	⊗
基準点	⊕
計算点・トラバー点	○

(※2) 新設・復元する境界点は、民の境界標を使用して問題ありません。



(※3) 道路境界確定図 (全幅) には、拡幅後の幅員を開発事業地対向の境界線から垂線を記入し表示します。

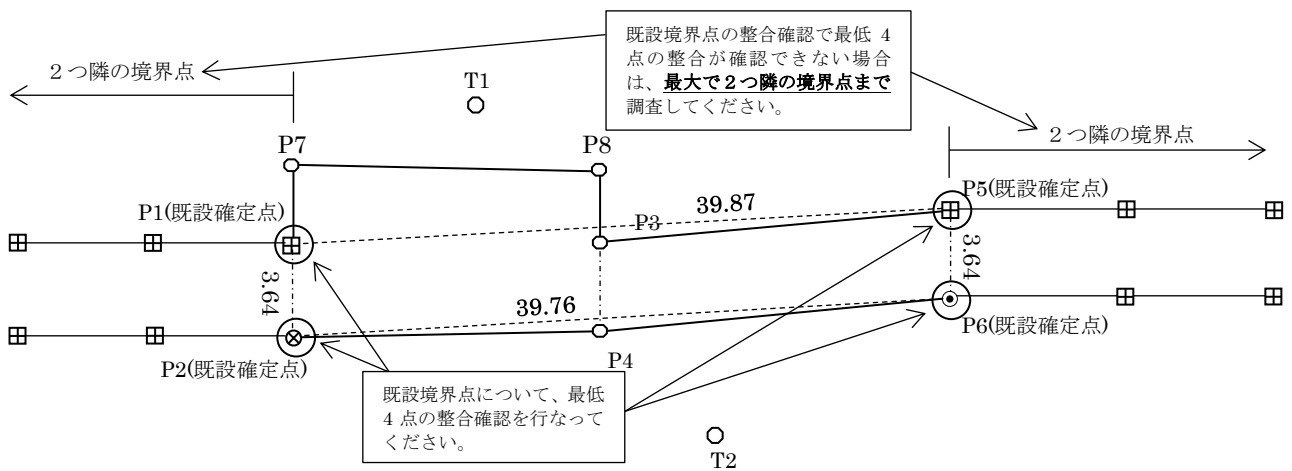
<別記1>

<既設境界点の整合性確認>

境界測量は、原則として4級基準点以上の基準点または補助基準点に基づき、結合多角方式または単路線方式等により行ってください。

現地で確認した複数の既設境界点（市で公共座標成果値を提供できている点）について、隣接境界点間の距離を測量し、市が交付する境界点の座標値から2点間の距離を計算し、測量結果と比較して境界点の整合性を確認してください。

既設境界隣接点間の整合結果が許容範囲内となる境界点（市で公共座標成果値を提供できている点）を最低4点（復元点含む）確認してください。不足する場合は、最大で2つ隣の境界点まで確認してください。ただし、隣接する既設境界点間が50mを超える場合は、確認する必要はありません。整合結果は、既設境界隣接点間比較表と境界測量成果表に整理してください。



<境界点測量の許容範囲>

区分	許容範囲	備考
距離		
20m 未満	10mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	S/2,000	

復元測量を行なう場合は、公共測量作業規程の準則「第4編 応用測量 第4章 用地測量 第4節 復元測量」に基づき、直接復元法、間接復元法等により行ってください。

※直接復元法：引照点による復元、基準点による復元など 間接復元法：補助基準点法、ヘルマート変換による復元など

既設境界点の整合の確認結果は、既設境界隣接点間比較表を用いて、市に報告してください。

隣接する既設境界点が現地に存在しない場合は、確認できた既設境界点間の点間距離を座標から換算して、既設境界隣接点間比較表に整理してください。

確定箇所周辺の周辺（対象地区の両端より2つ隣の境界点の範囲）を確認し、最低4点の既設境界点が現地に存在しない場合は、既設境界隣接点間比較表の作成は不要です。

<既設境界隣接点間比較表>

別記1にて整合確認を取った境界点について、既設境界点の境界点の座標値（市管理座標）と周辺の基準点から測量した境界点の座標値の点間距離及び較差を記してください。既設境界点を復元した場合も点間距離の比較を整理してください。

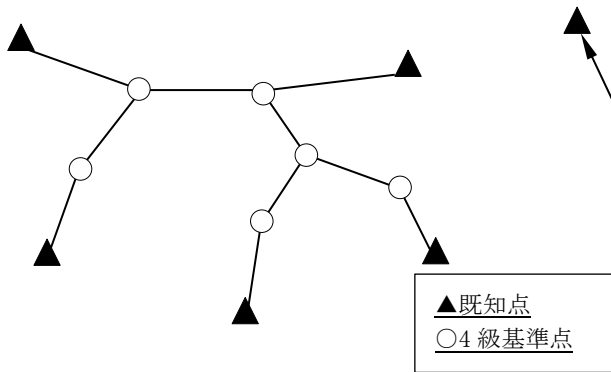
測量座標値(実測値)				既設境界座標値(成果値)				較差
測点名称 (確定図の境界点名称)	X1(m)	Y1(m)	S1(mm)	測点番号 (市交付の境界点番号)	X2(m)	Y2(m)	S2(mm)	S1(mm)- S2(mm)
P1				既設点番号				
P5				既設点番号				
P5	国家座標 のX・Yを 記載して ください。			既設点番号	市が交付する 既設点の成果 値(世界測地系 2024のX・Y 座標値)を整理 します。			
P6				既設点番号				
P6				既設点番号				
P2				既設点番号				
P2				既設点番号				
P1				既設点番号				

<4級基準点・補助基準点の設置条件>

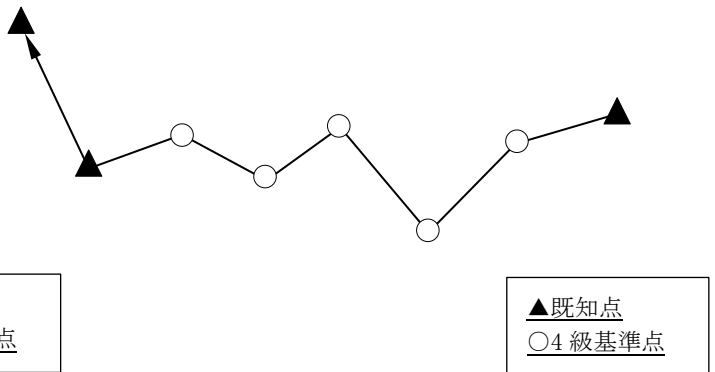
道路境界確定図は、周辺の既設1~3級基準点から結合多角方式または単路線方式（やむを得ない場合は放射法）により4級基準点を設置し、原則、世界測地系2024で測量した座標値で作成してください。

測量は、公共測量作業規程の準則の4級基準点測量に準じて行い、4級基準点の金属鈿は、保存性の良好な構造物上などに設置してください。

結合多角方式



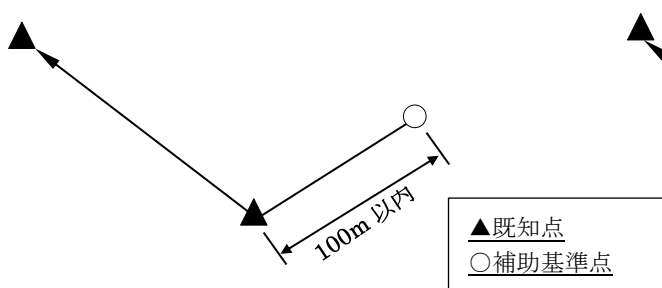
単路線方式



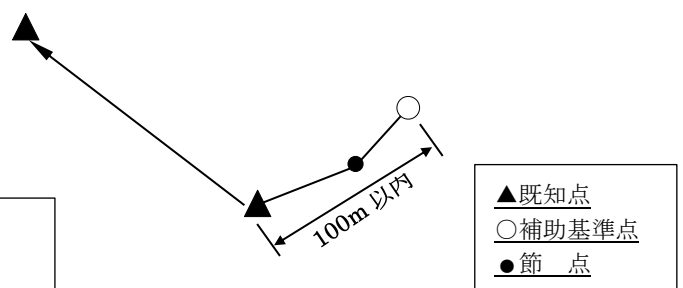
4級基準点から境界点が放射法で直接観測できない場合は、4級基準点以上の基準点から補助基準点を辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置することとします。

補助基準点測量は、4級基準点測量に準じて行ってください。

放射法



開放多角方式



<境界測量成果表>

既設境界点と確定した境界点について、官民境界に該当する点を右回りで座標を列記してください。

測点名称 (確定図の境界点名称)	X(m)	Y(m)	備考
P1			既設市石杭
P7			新設市プレート
P8			新設市石杭
P3	国家座標のX・Yを記載してください。		新設市プレート
P5			既設市鋸
P6			既設民杭
P4			新設市石杭
P2			復元市鋸

※境界測量成果表には、既設境界点の整合性を確認した境界点すべてを記載してください。

<既設境界点の整合性確認の事例>

